

# 令和2年度既存不適合機械等更新支援補助金事業交付規程

令和2年4月21日  
建設業労働災害防止協会

## (通則)

第1条 既存不適合機械等更新支援補助金交付要綱（令和2年3月24日付け厚生労働省発基安0324第2号。以下「交付要綱」という。）第2条に規定する間接補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、その他の法令、交付要綱及び既存不適合機械等更新支援補助金事業実施要領（令和2年3月24日付け基発0324第7号。以下「実施要領」という。）の規定（以下「法令等」という。）によるほか、この規程の定めるところによる。

## (交付の目的)

第2条 この規程は、交付要綱及び実施要領の規定に基づき、建設業労働災害防止協会（以下「建災防」という。）が行う間接補助金の交付手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、交付要綱第2条の目的の達成に資することを目的とする。

## (更新支援補助金事務センターの設置)

第3条 建災防は、更新支援補助金事務センターを設置し、間接補助金の交付に必要な事務を実施する。

## (交付の対象)

第4条 建災防は、第2条の目的を達成するため、実施要領第3の1に規定する実施要領別表の第2欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）について、補助金の範囲内において、間接補助金を交付するものとする。

2 前項の間接補助金の交付の対象となる者は、実施要領別表第1欄に掲げる労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等に基づく構造規格の改正時に設けられた経過措置により最新の構造規格の適用が猶予された既存の機械等であって最新の構造規格に適合しないものの所有者であり、実施要領第3の2に規定する者であって、実施要領第3の7（1）の要件に適合する者とする。

3 間接補助対象経費について、他の法令及び予算に基づく補助金等の交付を受ける場合には交付の対象としない。

## (交付額の算定方法)

第5条 間接補助金の交付額は、実施要領第3の3に規定する方法により算定する。

## (交付の申請)

第6条 間接補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、建災防が別に定める期間中に、様式1の交付申請書を建災防に提出する方法で、間接補助金の交付申請をしなければならない。この場合、実施要領別表の第2欄のイに係る申請者は各申請期間中に申請する機械等の形式等が同一（サイズ及び色違いは除く。）のものでなければならない。

2 建災防は、実施要領別表の第2欄のイに関する申請のうち、間接補助対象経費の合計が20万円を下回るものについては受理しない。ただし、建災防は、次の各号の要件をすべて満たす小売店（以下「登録支援小売店」という。）が、様式1の交付申請書を原則として、複数の申請者からの申請をまとめ、様式2のまとめ申請書を建災防に提出する方法で、間接補助金の交付申請（以下「まとめ申請」という。）をした場合は、この限りでない。

この場合、複数の申請者が申請する機械等の形式等が同一（サイズ及び色違いは除く。）のものでなければならない。

- 一 法人であること
  - 二 フルハーネス型墜落制止用器具の取扱い実績があること
  - 三 申請年度に有効な厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）を有していること
  - 四 実施要領第3の7（1）イ（ただし、同項において「申請者」とあるのは、「登録支援小売店」と読み替えるものとする。）の要件に適合すること
  - 五 まとめ申請に係る手数料等を申請者から徴収しないこと
- 3 登録支援小売店になろうとする者は、あらかじめ建災防本部ホームページに掲載されている「既存不適合機械等更新支援補助金（間接補助金）Web申請システム」から申請（以下「Web申請」という。）を行い、様式3の登録申請書を郵送により提出する方法で、登録申請を行わなければならない。建災防は当該者が前項の要件すべてを満たすことを審査した上で、登録支援小売店の一覧を建災防本部のホームページにより公表する。
- 4 第1項及び2項の申請者は、建災防本部のホームページからWeb申請を行い、建災防から別途申請者のメールアドレスに送付される申請番号を使用し、申請番号取得後14日以内に添付資料を添えて、郵送により提出する（消印有効）。
- 5 前年度において、登録支援小売店として登録をされていた者は、当該者から登録取消の意思表示がない限り、第3項の登録支援小売店とみなす。

#### （交付の決定）

- 第7条 建災防は、前条の規定により申請者から交付申請書の提出があった場合（登録支援小売店によるまとめ申請を含む。以下同じ。）には、当該交付申請書の内容を審査後、審査委員会に諮り、間接補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定を行い、その旨を、様式4の交付決定通知書において申請者へ送付する方法で通知する。
- 2 建災防は、審査委員会において不採択となった申請者に対しては、その旨を申請者のメールアドレスに通知する。
  - 3 建災防が別に定める公募期間の最終日から、当該公募期間中の交付申請に係る第1項による交付の決定を行うまでの標準的な期間は、30日とする。

#### （審査）

- 第8条 前条第1項の審査は、実施要領第3の7（1）及び（2）による。実施要領第3の7（2）に規定する具体的な加点の配分については、以下のとおりとする。
- 一 過負荷防止装置に係る加点は、実施要領第3の7（2）アの①から④について、次の点数の範囲内で、実施要領第3の7（2）アの加点基準に応じ、それぞれ3～6段階に分けて行う。

① 企業規模	0～30点
② クレーン等の能力	0～30点
③ 追加安全措置	0～10点
④ 移動式クレーン（荷重計）製造年月からの経過年	0～30点

二 フルハーネス型墜落制止用器具に係る加点は、実施要領第3の7(2)イの①から③について、次の点数の範囲内で、実施要領第3の7(2)イの加点基準に応じ、それぞれ3～6段階に分けて行う。

- ① 主たる業務 0～30点
- ② 企業規模 0～50点
- ③ 追加安全措置 0～20点

(交付の条件)

第9条 間接補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 間接補助者は、実施要領別表第2欄のア及びイに規定する補助対象機械等の更新を中止するときは、速やかにその旨を書面で建災防に提出しなければならない。
- 二 建災防は、間接補助者が第四号の規定に違反していないこと等、間接補助金の適正な使用等の確認のために必要があると認めるときは、間接補助者に対し、実地又は書面による調査(以下「調査等」という。)を求めることができる。
- 三 間接補助者は、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、様式4の2「取得財産等管理台帳」を備え、間接補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、間接補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 四 間接補助者は、取得財産等のうち、間接補助事業により取得した財産については、原則として、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間を経過するまで、建災防の承認を受けないで間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し(廃棄を含む。)を行ってはならない。
- 五 間接補助者は、第二号に定める建災防の調査等を拒むことができない。

(再申請)

第10条 申請の審査の結果、交付決定の対象とならなかった申請者については、同一年度のその後の公募期間に再度申請することができる。

(申請の取下げ)

第11条 申請者が、交付の申請を取り下げようとするときは、速やかに、書面をもって建災防に申し出なければならない。

(実績報告並びに間接補助金の額の確定及び支払い)

第12条 間接補助者は、フルハーネス型墜落制止用器具については、交付決定日から80日以内に、過負荷防止装置については、令和3年2月10日までに、間接補助対象経費を支出し、様式5の実績報告書及び精算払請求書を建災防に提出する方法により、実施要領第3の8(1)に定める実績報告及び精算払い請求を行わなければならない。

- 2 間接補助金の額の確定等は、実施要領第3の8(2)による。
- 3 建災防は、間接補助金の額を確定したときは、その旨を、様式6の交付額確定通知書を間接補助者に送付する方法で通知する。
- 4 建災防は、実施要領の第3の8(3)に定めるところにより、間接補助金の支払いを行う。支払いは、間接補助者の銀行口座への振込みによって行う。

(交付決定の解除等)

第 13 条 建災防は、間接補助者が実施要領第 4 の 1 (1) から (5) のいずれかに該当する場合、又は第 9 条に定める条件が守られないときには、第 7 条第 1 項の交付の決定の全部又は一部を解除することができる。

2 建災防は、前項の解除を行った場合は、既に当該解除に係る部分に関し間接補助金が交付されているときは、期限を付して当該間接補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の間接補助金の返還期限は、その命令がなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(秘密の保持)

第 14 条 建災防は、申請者及び間接補助者がこの規程に従って建災防に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、間接補助金の交付のための審査等、本事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

(暴力団排除に関する誓約等)

第 15 条 申請者は、間接補助金の交付申請を行うに際しては、様式 1 の交付申請書に別紙 3 の暴力団排除に関する誓約等を含む資料を添付し、誓約するものとする。

(その他)

第 16 条 この規程に定めるもののほか、間接補助金の交付に関するその他必要な事項は、建災防が別に定める。

附則

この規程は、令和 2 年 4 月 21 日から施行する。

建設業労働災害防止協会 会長 殿

申請番号 2020- -  
申請者所在地  
名称又は氏名  
代表者の職・氏名

印

### 令和 2 年度間接補助金交付申請書

令和元年度既存不適合機械等更新支援補助金交付規程（以下「交付規程」という。）第 6 条第 1 項の規定により間接補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、既存不適合機械等更新支援補助金交付要綱（令和 2 年 3 月 24 日付け厚生労働省発基安 0324 第 2 号）及び既存不適合機械等更新支援補助金事業実施要領（令和 2 年 3 月 24 日付け基発 0324 第 7 号）の規定によるほか、交付規程の定めるところに従います。

#### 記

- 1 申請者及び補助対象機械等の詳細  
別紙 1 の内容について Web 申請システムの電子情報で提出したとおり。
- 2 間接補助対象経費及び間接補助金交付申請額  
別紙 2 の内容について Web 申請システムの電子情報で提出したとおり。
- 3 添付資料
  - (1) 別紙 3 に関する資料
  - (2) 間接補助対象経費総額の見積書
    - ① 過負荷防止装置については、補助対象となる過負荷防止装置、追加安全措置が含まれていることがわかるもの。
    - ② フルハーネス型墜落制止用器具については、フルハーネス、ランヤード及び追加安全措置のそれぞれの型式がわかるもの。
  - (3) 過負荷防止装置に係る申請については、次の書面
    - ① 過負荷防止装置を備える移動式クレーンの型式が JCAS 規格に適合する旨を証明するメーカーが発行する証明書等
    - ② 過負荷防止装置を備える移動式クレーンのつり上げ荷重、つり上げ容量、追加安全措置が記載された仕様書等
    - ③ 既存クレーンの製造年月のわかる銘板の写真
  - (4) フルハーネス型墜落制止用器具については、次の書面
    - ① 追加安全措置に係るメーカーが発行する仕様書等

## 別紙1 申請者及び補助対象機械等の詳細

※ 次に掲げる事項は、建災防本部のホームページのWeb申請システムにおいて電子情報として入力しなければなりません。

### 1 申請者の情報

名称又は氏名、法人番号（法人の場合に限る。）、所在地、業種（日本産業分類の中分類による）、主たる業務、雇用労働者数、申請に係る機械等を使用する労働者数

（注）「まとめ申請」の場合は、1の情報を全ての申請者ごとに入力する。

### 2 既存機械等（更新対象となる機械等）の情報

既存機械等の種類（最新の構造規格に適合しない過負荷防止装置又は安全帯）、製造者名、型式、製造年月、機械等の保有数

（注）「まとめ申請」の場合は、2の情報を全ての申請者ごとに入力する。

### <移動式クレーンの過負荷防止装置>

### 3 補助対象機械等（更新後の機械等）の情報

製造者名、型式、更新機数、つり上げ容量、追加安全措施の内容（遠隔操作機能を有するもの（安全性が確保されているものに限る）、警報用三色灯を備えているもの）

### <フルハーネス型墜落制止用器具>

### 3 補助対象機械等（更新後の機械等）の情報

フルハーネス：製造者名、型式、購入本数

ランヤード：製造者名、型式、購入本数

該当する追加安全措施の内容：実施要領別表の第2欄のイ①～⑥のうち該当するもの

### 4 その他事項

申請に必要なものとして建災防が定める事項

## 別紙2 間接補助対象経費及び間接補助金交付申請額等

### 1 間接補助金対象経費の申請金額

### 2 振込先情報

金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義人のわかる書類の写し

（注）間接補助金の振込先の名義人は、申請者名と同一のものであること。

### 3 その他事項

申請に必要なものとして建災防が定める事項

### 別紙3 暴力団排除に関する誓約等

#### 1 暴力団排除に関する誓約

下記のいずれにも該当しないことを誓約する。

- (1) 団体が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は団体の役員等（代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

#### 2 労働関係法令の違反等に関する申告

下記のいずれにも該当することを申告する。

- (1) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと（労働基準関係法令により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合はこの限りではない）。
- (2) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反に寄り送検され、その事実を公表されていないこと。
- (3) 間接補助対象経費について、他の法令及び予算に基づく補助金等の交付を受けていないこと。

#### 3 業種、雇用労働者数

※ 労働保険概算・増加概算確定保険料申告書（雇用保険分）、労働保険料等算定基礎賃金等の報告（雇用保険分）、労働者災害補償保険特別加入証明書（個人事業主等の場合）、直近の賃金台帳、雇用労働者数等を明らかにするいずれかの書類の写しを添付する。

#### 4 労働保険・厚生年金保険等の加入状況

法令に基づき適切に加入し、未納がないことを誓約する。

#### 5 過負荷防止装置に係る申請については、次の事項

既存の移動式クレーンの製造年月

#### 6 フルハーネス型墜落制止用器具については、次の事項

- (1) 建設業許可による申請は、許可番号
- (2) 建設キャリアアップシステム登録による申請は、登録番号
- (3) 建設業以外の場合には、高さ5メートル以上の箇所における高所作業について月平均の作業日数の頻度

#### 7 不正防止に係る次の事項

- (1) 上記1から6の事項について相違がないこと。

- (2) 上記1から6の事項について建災防が行う調査等について拒否しないこと。
- (3) 虚偽の申立てその他の不正行為について被る不利益（交付した間接補助金の全部又は一部の返還等）について異議を申し立てないこと。



令和2年 月 日

建設業労働災害防止協会 会長 殿

登録申請番号  
登録支援小売店 所在地  
名称  
代表者の職・氏名 印

令和2年度間接補助金まとめ申請書

令和2年度既存不適合機械等更新支援補助金事業交付規程第6条第2項に基づき、下記の申請者からの補助金交付に係る申請をまとめて申請します。

なお、別添の申請者から本件申請に係る手数料等は徴収していません。

記

1 申請者の氏名又は名称並びに申請番号

- |            |               |
|------------|---------------|
| (1) 氏名又は名称 | 申請番号 H2020— — |
| (2) 氏名又は名称 | 申請番号 H2020— — |
| (3) 氏名又は名称 | 申請番号 H2020— — |

※ 別添として、全ての申請者に係る様式1（交付申請書及びその添付資料）を添付する。

※ 申請に係る電子情報については、全ての申請者に係る情報を登録支援小売店において入力する。

様式3（第6条第3項関係）

令和2年 月 日

建設業労働災害防止協会 会長 殿

支援小売店登録申請者 登録申請番号

所在地

法人番号

名称

代表者の職・氏名

印

令和2年度間接補助金支援小売店登録申請書

令和2年度既存不適合機械等更新支援補助金事業交付規程第6条第3項に基づき、下記のとおり支援小売店の登録を申請します。

記

1 支援小売店登録申請者に関する情報

別紙の内容について、電子情報で提出したとおり。

2 添付書類

※ 添付資料として、以下の資料を添付すること。

- (1) 法人登記簿（写）
- (2) 様式1の別紙3の1、2（(3)を除く。）及び4に関する申告
- (3) 申請年度に有効な資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

番 号  
年 月 日

令和2年度間接補助金交付決定通知書

（申請者） 殿  
（申請番号 2020— — ）

令和2年 月 日付けで交付申請のあった令和2年度間接補助金については、令和2年度既存不適合機械等更新支援補助金交付規程（令和2年 月 日付け 号。以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、通知する。

建設業労働災害防止協会 会長 印

記

- 1 間接補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和2年 月 日付け交付申請書のとおりである。
- 2 間接補助対象経費及び間接補助金の額は次のとおりである。

間接補助対象経費額	金	円
間接補助金の額	金	円
- 3 交付を行う間接補助金の額は、この交付決定額を上限とする。
- 4 申請者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、既存不適合機械等更新支援補助金交付要綱（令和2年3月24日付け厚生労働省発基安0324第2号）、既存不適合機械等更新支援補助金実施要領（令和2年3月24日付け基発0324第7号）及び交付規程に従わなければならない。

様式4の2(第9条第4号関係)

## 取得財産等管理台帳

令和2年度既存不適合機械等更新支援補助金事業

事業所名

管理責任者

㊞

区分	財産名	規格 (型式)	単位	数量 (注1)	単価 (円)	金額(円)	取得年月日 (注2)	保管場所	備考

(注1) 数量は、同一規格等であれば一括して記入して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記入すること。

(注2) 取得年月日は、検取年月日を記入すること。

(注3) 本様式と同一項目を備えれば、別の管理台帳で代用しても差し支えない。

令和 年 月 日

建設業労働災害防止協会会長 殿

住 所 〒

名称又は氏名

代表者の職・氏名

(担当者氏名・連絡先：

☎

-

-

印

)

)

### 令和2年度 間接補助金実績報告書及び精算払請求書

申請番号（2020- - ）による申請に対する「交付決定通知」を受け、補助対象機械等の経費を支出しましたので、「令和2年度既存不適合機械等更新支援補助金交付規程」第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告及び請求いたします。

記

※記入に当たっては裏面を参照

1 申請者及び補助対象機械等の詳細（注1）

電子情報で登録したとおり。

2 補助対象機械等の経費支出額及び支出日（注2）

支出額	円
支出年月日	令和 年 月 日

※補助対象機械等は、添付の写真のとおり。

【建災防記載欄】

確認済

3 「交付決定額」及び「請求金額」（注3）

交付決定額	円
請求金額	円

※「納品書」、「請求書」及び「領収書」は、添付の（写）のとおり。

【建災防記載欄】

確認済

4 振込先口座（注4）

電子情報で登録したとおり。

※申請者名義の振込先金融機関は、添付の通帳等（写）のとおり。

【記入上の注意】

1 (注1) 「1 申請者及び補助対象機械等の詳細」

- ① Web申請した対象機械等の変更は、原則として認められないこと。
- ② 特段の事情がある場合は、その旨記載すること。  
(例えば、品不足により予定した納品が間に合わない等の特段の事情。)
- ③ 補助対象機械等(更新後の機械等)の情報は、次の写真等を必ず添付すること。

【移動式クレーンの過負荷防止装置】

- ・製造者名、型式、更新機数、つり上げ容量、追加安全措施の内容(遠隔操作機能を有するもの(安全性が確保されているものに限る。)、警報用三色灯を備えているもの)。

【フルハーネス型墜落制止用器具】

- ・フルハーネス、ランヤード及び追加安全措施の内容(1セット分の全体写真)及び全てのフルハーネスの製造者名、型式並びに製造番号(シリアル番号)記載の一覧表

※1セット分の全体写真の撮影例



2 (注2) 「補助対象機械等の経費支出額及び支出日」

- ① 支出者、支出先、支出年月日、支出額、型別、数量の支出内訳が記載された請求書、納品書及び領収書等の写し(ネット取引にあつては同内容が明らかになる書面)を添付すること。
- ② 購入した補助対象機械等は、納品書、請求書及び領収書の記載内容と一致しなければならないこと。

3 (注3) 「交付決定額及び請求金額」

- ① 「交付決定額」は、「既存不適合機械等更新支援補助金交付額決定通知書」の金額を記載すること。
- ② 「請求金額」は、品数の変更、値引き等により変更されることがあること。
- ③ 申請時の見積書よりも金額がアップした場合であっても、「請求金額」は「交付決定額」を上回ることはできないこと。

4 (注4) 「振込先口座」

- ① 申請者名義の振込先金融機関(支店名、預金の種別、口座番号、名義人など)を確認できる書類(通帳の写し等)を添付すること。
- ② 「振込先の名義人」は、申請者名と同一名義でなければならないこと。

様式6（第12条第3項関係）

番 号  
年 月 日

〒 ー

（申請者所在地）

（申請者の名称又は氏名）

（代表者の職・氏名）

殿

令和2年度間接補助金交付額確定通知書

（申請番号 2020ー ー ）により交付決定を行った既存不適合機械等更新支援補助金に関する実績報告書に基づき、下記の通り交付額を確定したので、令和2年度既存不適合機械等更新支援補助金交付規定第12条第3項の規定により通知する。

記

確 定 額 金 円

建設業労働災害防止協会 会長 印